

西明寺中学校いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめとは

○いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》

【「生徒指導提要」文部科学省より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。

生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

1 授業改善

○本校の授業での傾向

明るく素直で、授業に前向きに取り組もうとする生徒が多く見られます。学習意欲に関するアンケート調査から「学校が楽しい」「授業ではやる気が出る」と答えている生徒の割合が多く、生徒は意欲的に学習に取り組もうとしています。授業での規律も良好で仲良く協力し合って学習を進めることができます。「ひやかし」や「からかい」などの言動もほとんど見られません。

しかし、学級全体の場で、内容の順序や発表の態度などを工夫して「伝える」「伝え合う」事に関してはいまだに苦手意識を感じている生徒が多いように見受けられます。また、自分の考えを述べることについても消極的な生徒が多いのが現状です。

西明寺地区は保育園の時から同一の生徒集団で生活をしてきており、生徒同士の関係が画一化されてしまっている面もあります。「人にもまれる経験の不足」が要因となっているものと思われます。

生徒にストレスをもたらす最大のストレスラーは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度な競争意識であり、勉強にまつわる嫌なできごとが続きます。生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間です。授業が生徒のストレスラーになっていないか、言い換えれば授業中に生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイントです。

本校は今年度「生徒指導の機能を活かした授業作り」を視点に授業改善を行っています。「ストレス」という負の側面を取り除くだけでなく、

- ① 生徒が自己有用感を感じることができる授業の工夫
- ② 授業の規律を持たせる。
(3分前着席・授業中の正しい姿勢の徹底・発表の仕方や聞き方の指導)
- ③ 授業がストレスにならない楽しい授業展開
- ④ 教師の不適切な言動、差別的な態度や言動の根絶(安全・安心な風土)

※ 研究授業は全ての教員が参加して研修を深めます。

また自己有用感を高める授業の在り方の全体研修を行います。

授業改善の検証方法として、生活学習アンケート「未来の力」を毎月行い、結果から読み取れることを分析し、次のプランづくりに生かしています。

また、各教科ごとに授業改善プラン(PDCA)をたて、教科担任は改善プランの実施・検証・改善を行います。

2

友人関係の改善、集団づくり、社会性の育成

社会体験や交流体験は、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことを大切なねらいのひとつとして計画・設定していきます。

○本校の取組

本校では、社会体験や交流体験の機会が多く設定され充実しています。その中でも本校の特色ある活動として、「国道105号線マリーゴールド植栽」「職業体験」「心のふれあい訪問」の三つがあげられます。

○国道105号線マリーゴールド植栽

西明寺地区では国道105号線沿いにマリーゴールドを植えて、ドライバーの方々に喜んでいただいています。コロナ禍により一時期中断しましたが、中学校の活動として令和5年度から植栽を再開しました。全校生徒がこれに参加し、作業を行っています。生徒にとっては、地域貢献をして大人の方々から声をかけていただくことで自己有用感が高まる貴重な体験活動となっています。

○職場体験

総合的な学習の時間で取り扱っています。1、2年生がキャリア教育の一環として近隣の事業所に訪問して仕事を体験します。生徒にとっては、自分の頑張りを大人から評価してもらうことで自己有用感が高まる貴重な体験となっています。

○心のふれあい訪問

西明寺地区は少子高齢化が進み、高齢世帯の数も年々増加しています。西明寺中学校はこのようふるさとの最上級学校として、地域の方々に笑顔と元気と活力を与える存在でありたいと考えてきました。その中核となる活動が、「心のふれあい訪問」です。夏季は地域の高齢世帯との交流を行い、冬季は除雪ボランティアを行っています。コロナ禍により一時期中断していましたが、規制の緩和により、可能な部分から少しずつ活動を再開しました。生徒達は「来てもらってよかった」「助かった」「元気をもらえた」という心からの声をかけていただき、自己有用感が大いに高まる機会となっています。それとともに温かい気持ちが耕される貴重な機会となっています。

○その他

- ・ 陸上大会、球技大会と学級対抗の行事があり、その度に学級の団結力が高まり生徒個々の学級への所属意識が高まることをねらいとしています。
- ・ 生徒会活動、部活動は生徒の自己有用感を獲得するうえで、学校の教育活動の中で大きなウエイトを占めていると考えています。部活動指導者は勝利至上主義に走らず、所属する部員の所属感や自己有用感を高める心配りをしたり方策を講じたりします。

友人関係のストレスは中学生にとって一番大きなものです。いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることがわかっています。人との関わりを大切にし、関係づくりができるようにすることは、そのストレスを無くしていくことにつながります。

- ① 社会体験や交流体験の機会を各学年・年間を通してバランスよく配置
- ② 自己有用感の獲得
- ③ 教育相談やアンケートを通した生徒の関係の把握

友人関係の改善、学級集団づくりがうまくいっているかどうかの検証として、Q-Uテストを実施しています。その結果から、学級集団全体として「いごちのよいクラス」「やる気のあるクラス」にするための方策、生徒個々の所属欲求や承認欲求が満たされているかどうか、満たされていない生徒への対応の仕方、を学年部で話し合います。その方針に従って学級経営をし、更に対応を検討します。

3

道徳教育の充実・学級活動によるいじめ防止

道徳の年間指導計画や学級活動の年間指導計画はそれぞれ整備されています。ただし、本校ではいじめ防止を意図した題材で、適した時期に計画的に、それぞれの学年で、という形にはなっていません。現在、いじめが有る無しに関わらず、いじめ防止や心の教育を意識して、バランスよく生徒の人間関係のトラブルが起きやすい時期をふまえるなどして計画的に配置します。

- ① 年間計画に位置付けたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導する。
- ② 年間計画を立てる際に、外部の専門家を招いての講演会や授業について検討する。

4

生徒会の取組

現在の生徒会活動は、心のふれあい訪問、除雪ボランティアなどに力を入れ、「相手の立場を考える」「相手の気持ちに寄り添う」そして「実際に自分たちのできることは何かを考え行動に表すことができる生徒」になれるよう、全校生徒で活動に取り組んでいます。このような活動がいじめをしない生徒を育てることにつながると考えます。

しかし、指導する教師集団としては、いじめは特別な学校で特別な人間の間で起こることではないことを十分理解して、生徒自身が「自分がいじめめる側になったとき」「自分がいじめられる側になったとき」「自分の周囲でいじめが起きたとき」どんなことができるか主体的に考え行動できる生徒の集団を育てるために生徒会活動のあり方を考え続ける必要があります。

- ① 生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにすること。

5

生徒の心の安定や豊かさを育む教育環境

105号線に花いっぱい西明寺中学校

生徒の写真を安心して校内に掲示できる西明寺中学校

1年間、ガラス窓が1枚も割れない西明寺中学校

はがれかけている掲示物を進んではり直す生徒が当たり前にいる西明寺中学校

ともすれば、このような学校で毎日生活をしていると、それが当たり前の平凡なことのようには教師はとらえてしまう危険性があります。もし、この環境が乱れ始めたとき、生徒集団は壊れ始めていると考えましょう。この環境を維持するのは、本当は難しいことなのです。

- ① 生徒の情操を豊かにする花壇の整備を生徒とともにやる。
- ② 破損箇所の即時補修(特に生徒が壊したもの)
- ③ 掲示物へのいたずらや落書きを見落とさない。(該当する掲示物の撤去・即時対応)
- ④ はがれている掲示物を自主的に直す生徒の育成。(ゴミを拾うなども)

6

家庭訪問、三者面談

自分が普段目にしているのとは違う顔を持っているのがごく当たり前の生徒です。「教師の前での顔」「友達の前での顔」「家庭での顔」「一人であるときの顔」それを自然にあるいは意図的に使い分けているのが生徒です。

家庭での生徒の顔は教師の把握しているイメージと異なる場合も少なくありません。一人の生徒を多面的にとらえ生徒理解を深めるためにも保護者との面談は不可欠です。また、家庭環境や子育ての考え方が生徒の人間形成に大きな影響を及ぼしていることから、その生徒の生育歴を理解しておくことも大切です。

保護者からのお話の中には、その生徒を理解し支援していく上で貴重な内容が多く含まれています。保護者に胸襟を開いてお話していただけるよう、日頃から、信頼関係を築いていく努力が必要です。

7

保護者や地域との連携

【「仙北市いじめ防止等のための基本方針」より抜粋】

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動や学校支援地域本部の活動の充実により、児童生徒が大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものと考えられる。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、市生徒指導主事研修会や地域生徒指導主事研究推進協議会の組織等を活用した情報交換会や連絡会議等により、平素から情報を共有する必要がある。（後略）

○地域・家庭との連携による体験学習・交流学习の充実

1 友人関係の改善、集団づくり、社会性の育成 でも述べたように、本校では地域の協力を得て、たくさんの体験活動や交流活動を行うことができています。今後も一層の充実を図るべく地域・家庭との連携を図っていきます。

○保護者会や学年通信で学校で、家庭の協力依頼

いじめの問題は学校の教育力だけで解決できるものではないことを理解してもらい、家庭の教育の力が非常に大切であることを分かっているように努めます。保護者の立場としては、「我が子がいじめの対象になっていないか」というところが気になるところです。しかし、「いじめる側」「見て見ぬふりをする側」になった場合のことを親子で話し合うことも非常に大切です。

○民生委員と語る会

本校を会場に西明寺地区の民生委員と本校教職員が集まって、非行の早期発見、非行防止、学校事故防止などの目的で「民生委員と語る会」を行っています。。この会は有意義な情報交換がなされるだけでなく、互いの諸機関の連携を深める役割も果たしています。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められます。

いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めることが大切です。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童生徒及び保護者に周知するなど、児童生徒等がいじめを訴え、又は通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努めます。

1 日々の観察

○教職員の気づきが基本

～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配ります。「生徒達がいるところには教師がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があると考え教職員全員で実行します。

教職員のいじめに気付く力を高めるためには

生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切と考えます。

2 教育相談

○気軽に相談できる雰囲気づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要と考えます。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。

相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒が、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気のいる行動です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、更にいじめが助長される可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければなりません。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

①本人からの訴えには

心身の安全を保証し、全力で守る手だてを考えなければなりません。

また、「あなたを信じているよ。」という姿勢で傾聴することが大切です。(事実関係の客観的な把握が大切ですが、それだけに終始せず、心情を受け止めましょう。)

②周りの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。情報の発信元は、絶対に明かさないと約束を守ります。

③保護者からの訴えには

日頃から保護者と信頼関係を築く努力をし、保護者が学校に連絡しやすい関係をつくります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

○定期的な教育相談期間の実施

定期的な教育相談期間（６月、１１月）を設けて、全生徒対象に実施します。学校生活アンケートの回答状況を確認し、それを参考に相談をします。相談の結果、気になる生徒がいた場合、教職員間で情報を共有するとともに、今後の対応について話し合います。

3 いじめ実態調査アンケート、Ｑ－Ｕテスト

○アンケートは補助的手段ととらえましょう

特に「暴力を伴わないいじめ」というのは、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まるものが少なくありませんので、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではありません。運良く調査等で発見できる場合もありますが、調査実施後に起きた行為は把握できませんし、記名式の場合には素直に答えないこともあります。

特別な調査に依存する前に、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直すことから始めましょう。

○本校の実施しているいじめに関連する調査

① 学校生活アンケート(記名・毎月実施)

記名ありで質問用紙に記入してもらいます。些細ないたずらと取られかねないようなものも見逃さないように留意します。メディア関連のトラブルもこのアンケートで把握します。

② Ｑ－Ｕテスト(記名・５月・１１月実施)

PDCAサイクルで学級経営を行うため、年２回実施します。実施の結果を学年部で分析してその後の改善策を立てるのに役立てています。特に「学級生活不満足群」「要支援群」の生徒には個人個人に合った支援を検討・実施しています。

4

生活記録ノートの活用

生活記録ノートの日記の欄を利用して、生徒の文面に担任がコメントを書くことで、心のキャッチボールができるように努めます。また、気になるコメントを書き込んだ生徒に声をかけどんな事情があったのか理解に努めます。また、記入の文字が乱れてきたり筆圧が無くなったり文章量が極端に減ったりする生徒にも目配り心配りをしていきます。

5

早期発見チェックリストの活用

	子どもを観るポイント
登校から朝の会	☐ 遅刻、欠席、早退が多くなる。 ☐ 朝の健康観察の返事に元気がない。 ☐ 登校してから、身体の不調についての訴えが増える。
教科等の時間	☐ 学習意欲の低下や忘れ物が増える。 ☐ 発言に対し、冷やかしかからかいが多い。 ☐ グループ学習の時に、机を離されたり避けられたりする。
休み時間	☐ 休み時間など、一人で過ごすことが多い。 ☐ 遊ぶ仲間が変わるなど、交友関係に変化がある。 ☐ 休み時間などでも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
給食時間	☐ 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。 ☐ 重い物や汚れた物を持たされることが多い。 ☐ 嫌がる仕事をしょっちゅう任される。 ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
部活動など	☐ 急に部活動をやめたいとか、変わりたいと言い出す。 ☐ 準備や後片付けを一人でしていることが多い。 ☐ 部活動を休みがちに
学校生活全般	☐ グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。 ☐ 保健室によく行くようになる。 ☐ 言葉遣いが乱暴になる。 ☐ 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。 ☐ 持ち物や掲示物に落書きされる。 ☐ 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

6

教職員間の情報交換

1 日々の観察 でも述べたように、「教職員の気づき」がいじめ発見の基本です。しかし、いじめは、教師の目の届かないところで巧妙に潜在的におこなわれていることが多いからこそ、その発見が難しいのです。

学級担任はもちろん部活動担当・委員会担当・養護教諭・学年主任、その他にもその生徒に関わっている教職員はたくさんいます。些細なことでも気になったことがあったら積極的に学級担任に伝えるようにします。学級担任もそれに耳を傾け、生徒理解に役立てます。多くの人から話を聞くことで、「なぜこの生徒は・・・」と思っていたことに合点がいくこともあり、その後の対応が早くなります。

そうすると、教職員間のコミュニケーションがスムーズにできる職場としての雰囲気作りも大切になります。互いに弱音や愚痴をこぼしあえる関係でありながらも、協力し合い生徒指導上の問題に真摯に立ち向かっていける教職員集団をめざします。

7

相談機関があることを知らせる

1～6で述べたように、全教職員で早期発見に努めることはもちろんですが、様々な事情や学校に訴えたことによって、かえっていじめがひどくなったり、陰湿化したり、自分がいじめを受けていることを皆に知られたりすることを恐れ相談できない生徒や保護者がいることも想定する必要があります。

そのような生徒及び保護者のために、諸機関による相談窓口があることを知らせる必要があります。その際、相談や訴えは本校の方針を信頼して本校職員にしてもらいたいという旨をしっかりと伝え、他の機関に丸投げするような印象を与えないよう配慮しなければなりません。

秋田県の主な相談電話一覧

子どもや保護者の方が、悩みごとや心配ごとについて相談することにより、問題の改善や解決を図るとともに、悩みや心の苦しみを緩和したり、取り除いたりすることができるよう、様々な分野の電話相談窓口を設置しています。

誰にも話せない、相談できない、そんなとき電話で相談してみませんか。

県教育委員会

○「24時間子供SOSダイヤル」(全国統一ダイヤル)

☆24時間いつでも、いじめ問題等に悩む子どもや保護者等の相談に応じます。
・0120-0-78310 (なやみ言おう)

○「いじめ緊急ホットライン」(「すこやか電話」)

☆いじめ問題等に悩む子どもや保護者等の相談に応じます。

・0120-377-914……北教育事務所
・0120-377-904……中央教育事務所
・0120-377-943……南教育事務所

※土日、祝祭日、年末・年始、月曜日～金曜日の午後5:00～午前8:30は、留守番電話により、中央児童相談所「24時間・365日」相談の電話番号(018-862-7311)を案内しています。



○「すこやか電話」

☆悩みや不安を抱えている子どもや保護者等の相談に応じます。

・0120-377-804……総合教育センター
※月曜日～金曜日の午前8:30～午後5:00



関係機関

○「やまびこ電話」(24時間対応) ……県警察本部

☆子どもからの相談、家族や地域住民等からの少年の非行等に関する相談に応じます。
・018-824-1212

○「子ども・家庭110番」 ……中央児童相談所

☆18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。

・0120-42-4152 (フリーダイヤル)
・018-824-4152

○「秋田いのちの電話」 ……いのちの電話事務局

☆こころの危機を抱えている人々の悩みをもっている人の相談に応じます。

・018-865-4343

○「児童相談所電話相談」

☆育児や子育てなどの悩みをもっている人の相談に応じます。

・0186-52-3956 ……北児童相談所
・018-862-7311 ……中央児童相談所
・0182-32-0500 ……南児童相談所

○「子どもの人権110番」 ……秋田地方法務局

☆いじめ、虐待など子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。

・0120-007-110

○「こころの電話相談」 ……県精神保健福祉センター

☆ストレス・鬱などの全般的な心の相談に応じます。

・018-831-3939

○「秋田県教育協会」 ……学校を退職した元教員等の会

☆子どもへの対応で、いろいろな悩みを抱える保護者等の相談に応じます。

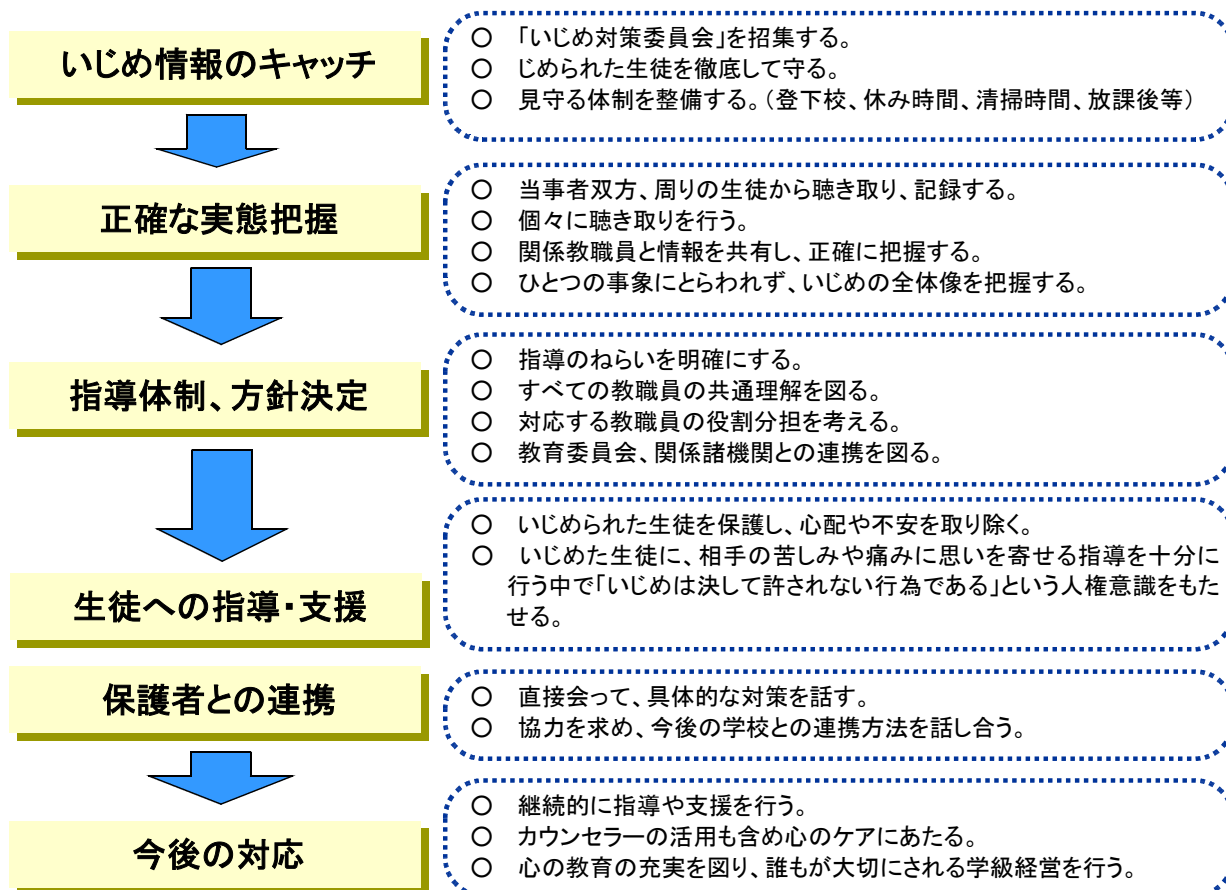
・018-827-4453



Ⅳ いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告しなければなりません。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要です。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

○いじめの事実確認においては、いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主事）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？・・・【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？・・・【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・・【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？・・・【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

**生徒の個人情報
は、その取り扱いに
十分に注意する。**

3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた生徒に対して

生徒に対して

- いじめられた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- 今後の人への接し方を一緒に考え、生活の様子を見守る。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止できる仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- 教育相談、生活記録ノート、雑談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用も含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

本校では、携帯電話・スマートフォンの学校への持込を禁止しています。しかし、メディアに溢れる昨今では、生徒とメディアを切り離させるのではなく、メディアとの上手なつきあい方を考えさせる方が重要であると考えています。そこで本校では講演や日々の語りかけを通して、メディアに伴う危険性の注意喚起を行っています。高度情報化社会の中で生きていかなければならない生徒たちには、情報モラルをしっかり身につけさせ、情報を扱うことの光と影を理解し、建設的に情報を取り扱う態度と実践力を持たせるべきと考えます。

1 インターネットの特殊性による危険とは

- ① 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗中傷が書きこまれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ② 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ③ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ④ 一度流出した個人情報は、回収することが困難だけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※ 情報通信端末が普及する以前のいじめと普及後のいじめでは、大きな違いがある。それは、いじめられる側がいじめる側に24時間圧迫を受けるケースが出てきたことである。「10秒ルール」（メールが届いたら10秒以内に返信しないといけない）などに象徴されるように24時間いかなる場合も支配を受ける異常な状況に陥る危険性もある。

2 未然防止のために

基本的に、情報端末を生徒に持たせるかどうかは家庭の判断でおこなわれていることであり、その使用の仕方の指導も保護者が行うものと考えています。

しかし、昨今の情報技術の進歩は日進月歩で、大人の多くがその進歩に追いつかず、知識も不足しているのが現状かと思われます。物心がついた時には情報端末が身の回りにあることが当たり前の環境で育った生徒たちの方が遥かに適応が早く、新しいネット環境にどんどん順応しています。そのため、保護者による子どものコントロールがうまくできなかつたり、子ども任せにしてしまったりしがちな家庭も少なくないと思われます。

そこで、本校でも情報モラル教育に力を入れるとともに、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要だと考えます。

○本校での取組

- ① 各教科・道徳・学級活動・行事等で情報モラルに関する内容を取り扱っているものを洗い出し、年間計画に位置付け体系的に情報モラル学習を進める。
- ② 保護者と連携・協力を図るために次のような手だてを取る。
 - ・保護者会で、インターネットの特殊性による危険性について啓蒙するとともにペアレンタルコントロール（※）の大切さをうったえる。
 - ※）悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子供が閲覧・利用できないよう、保護者がかける制限。またその機能およびそうした機能を提供するサービス。携帯電話の利用制限を含むこともある。
 - ・学年通信等で本校生徒のネット使用の現状や問題点、協力の依頼などを積極的に行う。
 - ・情報モラルやネットいじめ防止のため、外部の有識者に講話をしてもらうかどうかを年度初めのPTAで必要性や他行事との兼ね合いもふくめ検討する。

保護者会で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること
- 家庭における日常の会話を大切に、子どもが心配なことを気軽に相談できる雰囲気作りに努めること

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、絶対に回収できないこと

【生徒たちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの人がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

3

早期発見・早期対応のために

本校では、ここ数年ではLINEでの書き込みの内容で、お互いに誤解が生じ、人間関係に悪影響を及ぼしたり、LINEのグループに入れてもらえなかったことに不満を感じた生徒とグループの間で関係が悪くなったりしたケースを数件認知しています。

いずれも、生徒自身からの訴えで早期発見でき、早期対応し解決しています。生徒が教職員に相談しやすい環境や、生徒と教職員の人間関係の構築が大切であることを示しています。

しかし、そうしたトラブルに結び付くやりとりは、閉じられたグループ内でのやりとりがほとんどなので、教職員がネットパトロールして閲覧することは難しくなっています。そのため、認知できた事例のほかに隠れたままのトラブルが無いとは言い切れません。

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

秋田県では現在「大人が支える！インターネットセーフティー」事業を進めている。この事業は社会全体で子供たちをインターネットによる有害情報や「ネットいじめ」や犯罪等、様々なトラブルから守り、インターネットを健全に利用できることを目的としている。またこの事業は民間と協働して推進されている。詳しくは教育の指針ページを参照のこと。

VI 組織について(いじめ対策委員会)

1 生徒指導委員会でのいじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年担当等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて開催します。場合によっては専門機関、及び教育委員会にも加わっていただきます。

2 未然防止のための年間計画作成の役割分担

授業改善について研修計画など

研究主任

各種調査の分析&生活・学習アンケート

教育相談

生徒指導主事

学級担任

スクールカウンセラー

専門機関

友人関係業の改善、集団づくり、社会性の育成

105号線一斉植栽

教務主任

職場体験

総合的な学習担当

キャリア教育担当

心のふれあい訪問等

教務主任

生徒会担当

学級対抗行事

保健体育科

生徒会担当

部活動指導

部活動主任

小中連携

教頭

道徳教育

道徳主任

学級活動

特活主任

Q-Uテスト

生徒会活動

生徒会担当

心のふれあい訪問等

教育環境整備

教頭

保護者や地域への啓蒙・連携

校長

教頭

生徒指導主事

学年主任

基方針の作成と職員への周知

学校法による啓蒙

いじめ防止基本方針原案作成

保護者会・学年通信での啓蒙

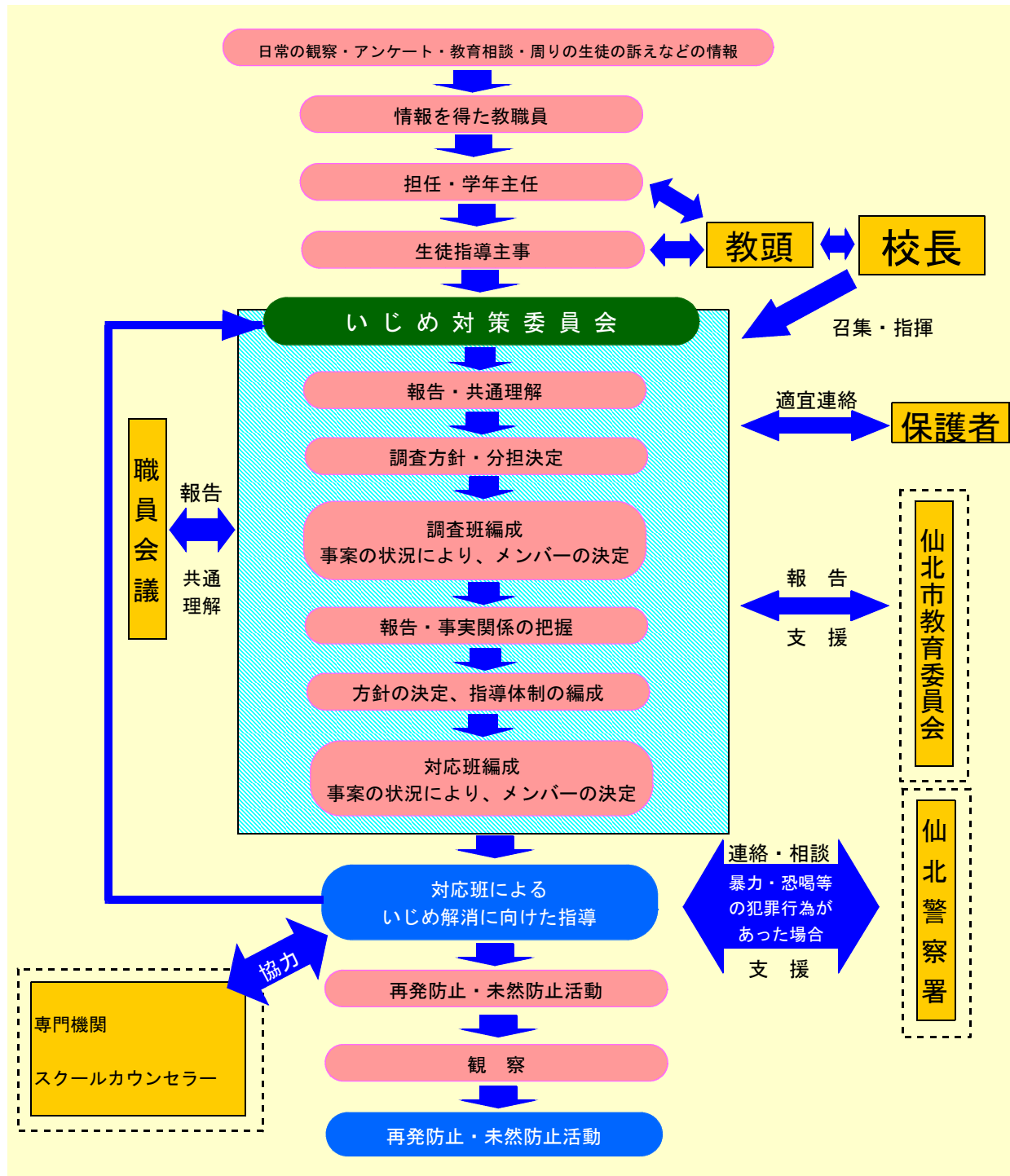
3

いじめが起った場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともあります。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組みます。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの情報が入ってから学校の方針に至るまでを、その日のうちに対応することを基本とする。

VII 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- ア いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

【「いじめ防止対策推進法」より】

2 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VIII いじめ防止年間計画

	いじめ 対策委員会	教育相談	家庭訪問・ 三者面談	社会体験・ 交流体験	生徒会活動	保護者・ 地域	アンケート ・調査
4月	いじめ基本方針 の見直し 年間計画の検討 生徒を語る会		家庭訪問			PTA総会	いじめ・問題行動アンケート (毎月)
5月				105号線マリー ゴールド植栽 農場作業	校内陸上大会		Q-Uテスト
6月		第1回教育 相談		花壇定植作業			学校生活 アンケート (～2月)
7月			二者面談(1・ 2年) 三者面談(3 年)	心のふれあい 訪問		PTA授業参 観・後援会	
8月						民生委員と 語る会	
9月				職場体験 3年生上級学 校訪問			
10月					学校祭		
11月		第2回教育 相談	三者面談(3 年)	花壇撤去作業			Q-Uテ スト
12月					球技大会		
1月	生徒を語る会						
2月				除雪ボランティ ア		PTA参観日 入学説明会	
3月							